

県北広域振興局長告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年4月27日

県北広域振興局長 南 敏 幸

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 二戸一戸線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市福岡字落久保17番8地先から城ノ外36番地先まで	新	A 31.6～12.5 m	m 227.4
		B 44.1～12.6	62.1
	旧	A 21.1～8.6	224.2

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - イ 期間 平成30年4月27日から同年5月28日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
- （2）路線名 395号
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字小軽米第15地割字屋敷83番5地先から83番1地先まで	新	m 35.6～17.4	m 84.7
九戸郡軽米町大字小軽米第15地割字屋敷83番5地先から83番1地先まで	旧	35.6～17.4	84.7
九戸郡軽米町大字小軽米第16地割字弥傳山103番1地先から第15地割字屋敷83番5地先まで		18.9～12.8	324.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
 - イ 期間 平成30年4月27日から同年5月28日まで